

部落差別をなくす取り組みと教科書無償化

教科書無償配布への道のり

新学期が始まりました。市内の小学校・中学校・義務教育学校でも、全員に新しい教科書が配られます。今では当たり前のように無償で配られている教科書ですが、かつては自費で購入しなければならぬ時代がありました。



▶教科書や、教科書を配る袋(左)にも、無償配布制度に込められた意義や願いが記載されており、市立学校でも子どもたちにそのことを伝える時間を設けています。

当時の保護者にとって、新学期の教科書購入は重い負担でした。教科書を買ってもらえず、学校に通えない子どももいたため、戦前から無償化を望む声はありましたが、実現には至りませんでした。

無償化へと動き出したのは1966年(昭和36)年、高知県のある漁村での、部落差別をなくすための取り組みがきっかけでした。教師と文字を学んでいた保護者たちが、憲法第26条に「義務教育はこれを無償とする」との一文を学びます。憲法の考えを生かし、全ての子どもたちに学ぶ機会を保障するため、さまざまな団体と協力して「教科書をタダにする会」を発足させます。地域を巻き込んだ取り組みはやがて全国へ広がり、国会でも大きな問題として取り上げられます。そして1963(昭和38)年「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が制定され、1969(昭和44)年以降、全国の小・中

校で教科書が無償で配布されるようになりました。

全ての子どもたちの幸せを願って

部落差別をなくす取り組みが変えた制度は教科書無償化だけではありません。当時の履歴書には、家族の職業や学歴、年収、資産等、本人の能力に関係のないことを事細かに書かなければならないものが使われており、採用選考における不当な取り扱いの原因となっていました。そのおかしさに気付いた被差別部落の人や教師たちによって、公平・公正な採用選考を目指す運動が行われた結果、1970年代半ばから、本人の能力に関係のない項目を除外した「全国高等学校統一応募用紙」が使われるようになりました。

現在では当たり前前にあるため忘れがちになってしましますが、部落差別をなくすための取り組みが変えたこれらの制度には、全ての子どもたちの幸せを願う親の気持ちが込められているのです。

新型コロナウイルスに関する人権侵害をなくすために

①正しい知識を持つ

うわさ話や、SNS等の不確かな情報をすぐに信じず、公的機関が発信する情報を確認しよう。

②冷静に行動しよう

不安や恐れに惑わされ、心無い言動に同調してしまわないよう、冷静な行動を心がけよう。

③相手の立場を理解しよう

相手の立場を想像し、お互いを思い合って行動しよう。

